

森ノ宮医療大学 遠隔地出身学生支援奨学金制度細則

令和7年4月1日制定

（目的）

第1条 この奨学金は、森ノ宮医療大学（以下「本学」という。）の遠隔地出身学生で、かつ入学後に一定の学業成績を上げた者に対し奨学金を給付することで学資を援助し、学業を奨励することを目的とする。

（名称）

第2条 前条の奨学金を森ノ宮医療大学遠隔地出身学生支援奨学金（以下「奨学金」という。）といい、この奨学金を受ける者を森ノ宮医療大学遠隔地出身学生支援奨学生（以下「奨学生」という。）という。

（資格）

第3条 奨学生となる資格を有する者は、次の各号すべてに該当するものとする。

- （1） 第4条に定める募集時期に本学に在学する2年生以上の学部学生であること。ただし、編入学生の3年生及び最低修業年限を超えて在籍する者は、対象外とする。
- （2） 第4条に定める募集時期において、ひとり住まいが書類等で証明できる者
- （3） 実家から大学までの通学距離が片道100km以上もしくは通学時間が片道約3時間以上である者
- （4） 前年度の学業成績において、GPAの値が各学科各学年上位3分の1以内の者
- （5） 修業年限での卒業が見込めるまたは休学中でない者
- （6） 過去の学納金納入に遅滞のない者
- （7） 2025年度以降の入学生であること

2 前項第3号に定める基準は、通学に合理的と認められる経路および手段で判断する。

（募集）

第4条 奨学生の募集は、毎年度初めに行う。

（申請）

第5条 本奨学金を希望する者は、別に定める所定の申込書類を期限までに学生支援課に提出しなければならない。

（給付金額及び期間）

第6条 給付する奨学金は年間10万円とし、当該年度限りとする。

（選考及び決定）

第7条 奨学生の資格審査及び決定は、教授会の議を経て学長が決定する。

- 2 選出された者が奨学生の資格を失った場合でも、下位の者を繰り上げない。
- 3 給付時期は採用年度の9月末までに給付するものとする。

(他の奨学金との併用)

第8条 奨学生が給付を受けた年度は、本学の他の奨学金を重複して受給することはできない。

(資格喪失)

第9条 奨学生が次の各号のいずれかに該当した場合は、すでに決定した本奨学金の給付を停止し、またすでに給付した本奨学金の全額について返還を求めることができる。

- (1) 学生の身分を失ったとき
- (2) 休学したとき
- (3) 学則による懲戒処分を受けたとき
- (4) 本奨学金の申請にあたり、虚偽の申請があったとき
- (5) 学業成績が不良のとき
- (6) その他奨学生として適当でないと認められたとき

- 2 ただし、前項の各号において相当の事由があり、教授会の議を経て学長が認めた場合、資格喪失の場合であっても返還を求めない。

(所管)

第10条 この細則に基づく奨学金に関する事務は、学生支援課が所管する。

附 則

- 1 この細則は令和7年4月1日から施行する。